

【保険料の額】

◆65歳以上の方

川南町全体でどの程度の介護サービスが必要かによって、月額基準額が決まります。その上で所得段階別に個々の保険料額が決まります。

川南町の令和3年度～5年度の月額基準額 **5,700円**

この「月額基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように9段階の保険料に分かれます。

例えば、「第2段階」の方は、月額基準額5,700円×0.75×12月(100円未満切捨)が、年額保険料になります。

所得段階	対象となる方		月額基準額 ×	保険料	
				(年額)	月額
第1段階	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(※1)を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)が80万円以下の人		0.5	34,200円	2,850円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円超 120万円以下の人	0.75	51,300円	4,275円
第3段階		120万円超の方	0.75	51,300円	4,275円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の人	0.9	61,500円	5,125円
第5段階		80万円超の人	1	68,400円	5,700円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	1.2	82,000円	6,833円
第7段階		120万円以210万円未満の人	1.3	88,900円	7,408円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	1.5	102,600円	8,550円
第9段階		320万円以上の人	1.7	116,200円	9,683円

※1「老齢福祉年金」

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2「合計所得金額」

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額

※3「課税年金収入額」

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

○低所得者(第1段階～第3段階)に対して、保険料の軽減措置があります。

○新たに65歳になられた方、町外からの転入、川南町からの転出の場合は月割により保険料を計算します。

◆40～64歳の方

40歳から64歳までの方の介護保険料は、医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の方法や額は、加入している医療保険によって異なります。

◆健康保険に加入している場合(社会保険等)

保険料は給料に応じて異なります。保険料の半分は事業主が負担します。サラリーマンの配偶者など被扶養者の分は、原則として各健康保険の被保険者が皆で分担することとなっていますので、個別に保険料を納める必要はありません。

◆国民健康保険に加入している場合

保険料は所得に応じて異なります。世帯主が、世帯員の分も負担します。